

仕 様 書

- 1 本仕様書は、南区内道路除草業務（7-1）に適用するものである。
- 2 施工箇所は、別添図面のとおりとする。
- 3 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書をすみやかに提出すること。
- 4 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
- 5 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 除草後、刈り取った草や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 7 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 8 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう、十分配慮すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員を作業日あたり2人配置すること。）
- 9 除草作業時には、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 10 除草回数については、1回実施することとし、実施時期については、本市と協議のうえ決定すること。
- 11 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 刈り取った草や枯草の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 14 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

条 件 明 示

1. 交通誘導警備員は「交通誘導警備員 B (交替要員無)」を、道路除草作業時及び除草の積込作業時に1日当たり2名見込んでいる。
2. 除草後の処分量算出は、 $0.4 \text{ t} / 1,000 \text{ m}^2$ を見込んでいる。

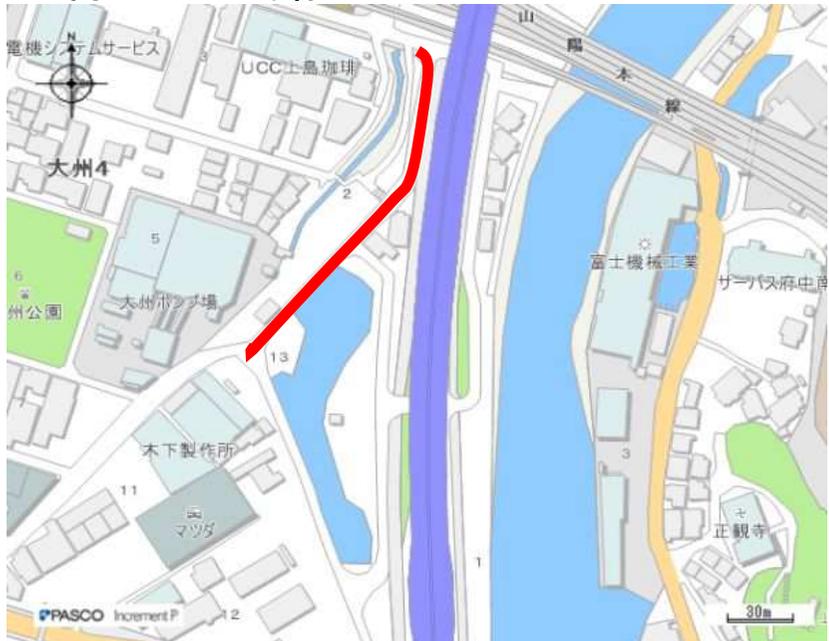
1. 一般県道浜田仁保線



2. 南1区39号線



3. 南1区61号線



4. 南1区63号線



5. 南2区59号線



6. 南2区130号線



7. 南2区132号線



8. 南2区224号里道



9. 南2区155号線



10. 南2区170号線



11. 南2区171号線



12. 南3区129号線



13. 南4区16号線



14. 南4区16号線



15. 南4区89号線



16. 南4区92号線



17. 南4区102号線



18. 南4区113号線



19. 南4区252号線



20. 南4区252号線



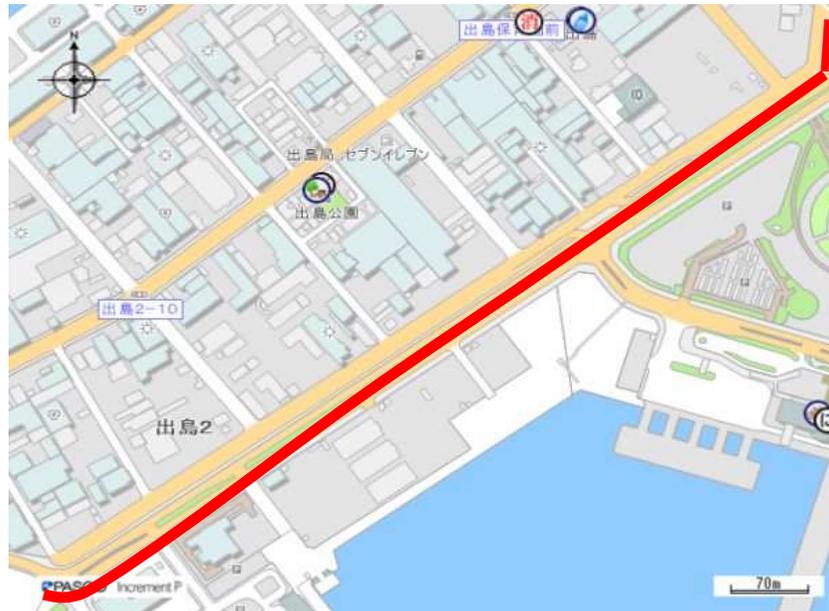
21. 南4区320号線



22. 南4区571号線



23. 南4区668号線



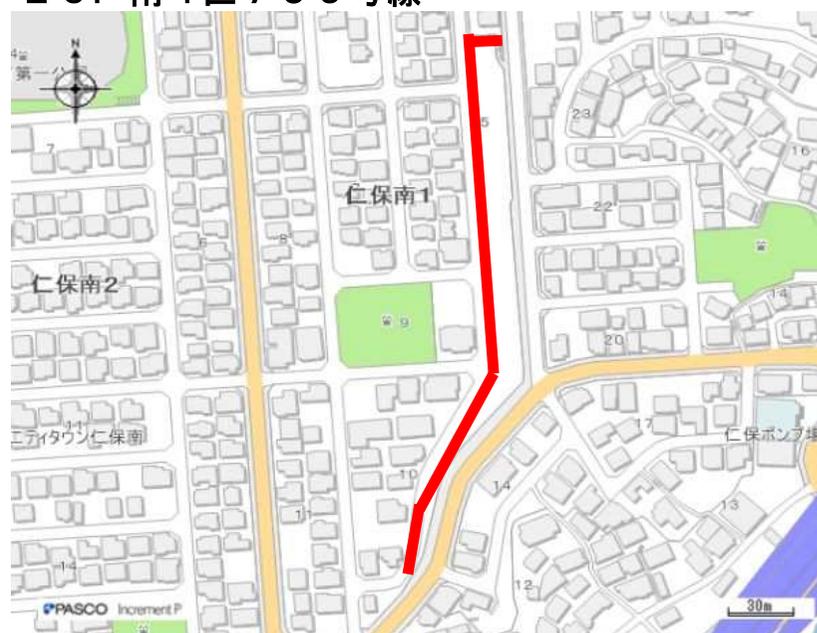
24. 南4区752号線



25. 南4区757号線



26. 南4区759号線



27. 南4区767号線



28. 南4区768号線



29. 南4区787号線



30. 南4区798号線



31. 南4区798号線



32. 南4区鷹野橋宇品線

